

健感発0531第1号  
令和元年5月31日

各 

都	道	府	県		
保	健	所	設	置	市
特	別	区			

 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長  
(公印省略)

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による  
入院患者の自己負担額認定基準の取扱いについて」の一部改正について

標記について「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収額、麻薬及び向精神薬取締法による措置入院者の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準について」(平成7年6月16日厚生省発健医第189号厚生事務次官通知)の一部改正に伴い、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額認定基準の取扱いについて」(平成19年3月29日健感発第0329004号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)を別添のとおり改正し、令和元年6月1日から適用することとしたので通知する。